

令和6年度 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果について

1. はじめに

文部科学省では、児童生徒の問題行動や不登校等の生徒指導上の諸課題について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における取組のより一層の充実に資するとともに、今後の施策の参考とするため、毎年度本調査を実施している。

令和6年度における調査結果は、令和7年10月29日に公表した。

なお、本調査における調査項目・対象は、資料1のとおりである。

資料1 調査項目・対象

- 1) 暴力行為： 国公私立小・中・高等学校
- 2) いじめ： 国公私立小・中・高・特別支援学校、都道府県教育委員会、市町村教育委員会
- 3) 小・中学校の長期欠席（不登校等）： 国公私立小・中学校、都道府県教育委員会、市町村教育委員会
- 4) 高等学校の長期欠席（不登校等）： 国公私立高等学校
- 5) 高等学校中途退学等： 国公私立高等学校
- 6) 自殺： 国公私立小・中・高等学校
- 7) 出席停止： 市町村教育委員会
- 8) 教育相談： 都道府県教育委員会、市町村教育委員会

2. 調査結果の概要

（1）暴力行為

本調査において「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず、学校職員も含む。）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る。）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力を除く）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の4つに分類している。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は調査対象外としている。なお、本調査においては、当該行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、警察への被害届の有無などにかかわらず、資料2に記載のあるような行為と同等か又はこれらを上回るようなものを暴力行為として扱っている。

資料2 暴力行為の例

○「対教師暴力」の例

- ・指導されたことに激高して教師の足を蹴った。
- ・教師の胸倉をつかんだ。
- ・教師の腕をカッターナイフで切りつけた。
- ・養護教諭目掛けて椅子を投げ付けた。
- ・定期的に来校する教育相談員を殴った。
- ・その他、教職員に暴行を加えた。

○「生徒間暴力」の例

- ・同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った。

- ・高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押し付けた。
- ・部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具でたたいた。
- ・遊びやふざけを装って、特定の生徒の首を絞めた。
- ・双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした。
- ・その他、何らかの人間関係がある児童生徒に対して暴行を加えた。

○「対人暴力」の例

- ・学校行事に来賓として招かれた地域住民に足蹴りをした。
- ・偶然通り掛かった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした。
- ・登下校中に、通行人にけがを負わせた。
- ・その他、他者（対教師及び生徒間暴力の対象を除く。）に対して暴行を加えた。

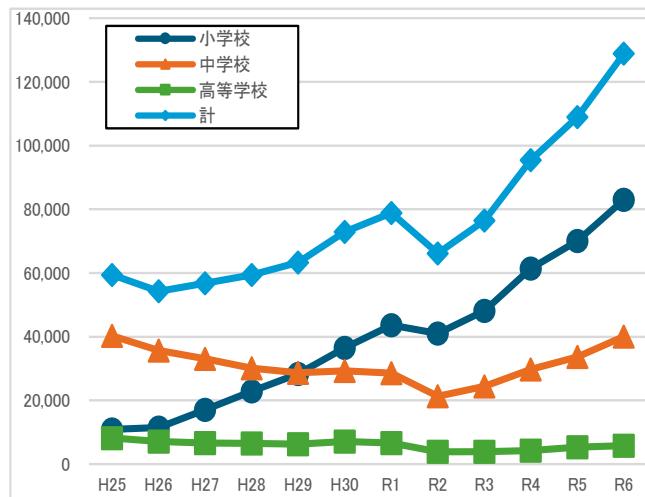
○「器物損壊」の例

- ・教室の窓ガラスを故意に割った。
- ・トイレのドアを故意に壊した。
- ・補修を要する落書きをした。
- ・学校で飼育している動物を故意に傷つけた。
- ・学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した。
- ・他人の私物を故意に壊した。
- ・その他、学校の施設・設備等を故意に壊した。

令和6年度における国公私立の小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は128,859件であり、令和5年度調査の108,987件から19,872件(18.2%)増加している。児童生徒1,000人当たりの発生件数は10.4件(前年度8.7件)となっている。

発生件数は令和2年度に一旦減少したが、その後4年連続増加し、過去最多となった。(図1参照)。

図1 暴力行為発生件数の推移



※平成25年度からは高等学校に通信制課程を含める。

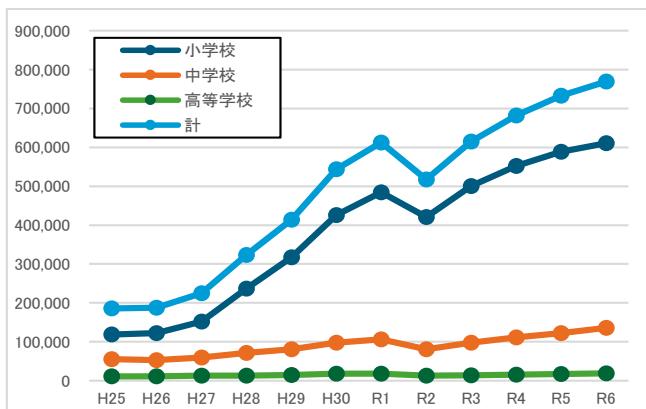
(2)いじめ

本調査において「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第2条第1項）をいう。なお、起きた場所は学校の内外を問わない。

また、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこととしている。

令和6年度における小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は769,022件であり、令和5年度調査の732,568件から、36,454件(5.0%)増加している。児童生徒1,000人当たりの認知件数は61.3件(前年度57.9件)となっている。認知件数は令和2年度に一旦減少したが、その後4年連続増加し、過去最多となった。(図2参照)。

図2 いじめの認知件数の推移



※平成 25 年度からは高等学校に通信制課程を含める。

いじめを認知した学校は 30,204 校であり、学校総数に対する割合は 83.9% であり、前回調査の 83.6% から 0.3 ポイント增加了。

文部科学省としては、いじめの認知件数について、認知件数の增加は、学校において初期段階のものも含めていじめを積極的に認知し、その解消に向けて取り組んでいる結果と考えて、肯定的に捉えてきた。いじめの認知件数の增加の背景には、法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことや、1 人 1 台端末等を活用した心の健康観察の導入、アンケートや教育相談の充実などによる児童生徒に対する見取りの精緻化、SNS 等のネット上のいじめについての積極的な認知が進んだことなどがあると考えられる。

年度末時点でのいじめの解消状況については、前年度に比べてやや低下し、585,349 件 (76.1%) となった。初期段階にいじめを認知し早期対応を行ったことや、学校いじめ対策組織等による組織的な対応を行った結果、いじめが一定数解消できていると考えられる一方、SNS 上のいじめなどの見えづらく解消が確認しにくい事案や、1 月以降に発生したため解消の定義の「3か月」を経過しない事案の増加、安易にいじめを解消したとせず丁寧に取り組む傾向等があると考えられる。

＜ネットいじめについて＞

パソコンや携帯電話等を使つたいじめの件数は 27,365 件で、前年度から 2,687 件増加し、過去最多を更新している。

SNS 等を用いたいじめについては、外部から見えにくく、匿名性が高いなどの性質を有するため、学校が認知しきれていない可能性がある。

また、GIGA スクール構想が進展する中、1 人 1 台端末等を使つたいじめが発生する可能性があることにも留意が必要であり、端末の活用におけるルールを明確にし、児童生徒との間で共通理解を図り、教師が児童生徒の書き込みを確認できる設定にするなど、安全かつ効果的に端末を活用できるようにすることが重要である。

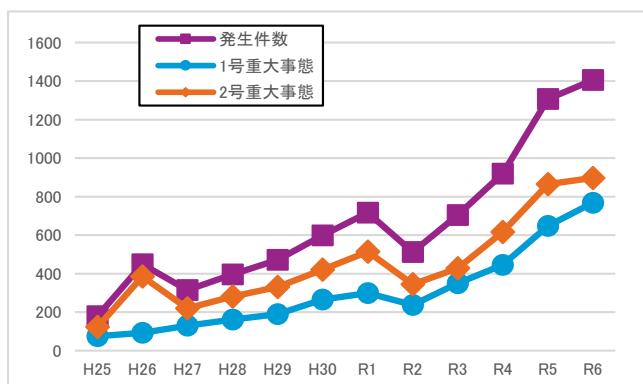
なお、いずれの態様のいじめについても、学校として組織的に対処する必要があることは言うまでもなく、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係などの構築等に努め、いじめを訴えやすい体制を整えることが必要であるほか、学校における情報モラル教育のより一層の充実を図る等を参考することが必要である。

＜いじめの重大事態について＞

法第 28 条第 1 項に規定する「重大事態」の発生件数は 1,404 件と、前回調査の 1,306 件から 98 件増加し過去最多となったものの、増加率は 7.5% (前回調査: 42.1%) と前回調査と比べて低下した。

いじめによって児童生徒の生命、心身又は財産への重大な被害が生じた疑いがある事案 (法第 28 条第 1 項第 1 号に該当) が 768 件 (前回調査 648 件)、いじめによって児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある事案 (同項第 2 号に該当) が 896 件 (前回調査 864 件) と、それぞれ増加しており引き続き憂慮すべき状況である (図3参照)。

図3 いじめ重大事態の発生件数推移



近年、重大事態の発生件数は増加傾向であり、依然として法、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定（最終改定平成29年3月14日））（以下「基本の方針」という）、令和6年8月に改訂を行ったいじめの重大事態の調査に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という）等に沿った対応ができていなかったために児童生徒に深刻な被害を与える事態が発生している状況を踏まえ、重大事態の対処に当たっては、法の定義に基づくいじめの認知と組織的対応や、ガイドラインに沿った円滑かつ適切な重大事態調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った適切な対応を行うことが必要である。併せて、重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめた「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」を活用することが求められる。

また、重大事態は、いじめの問題に適切に対応することで、限りなく件数を0に近づけるべきである一方、取り上げるべきものは適切に取り上げなければならない。基本の方針やガイドラインに基づき、児童生徒や保護者から申立てがあったときは、申立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たなければならない。

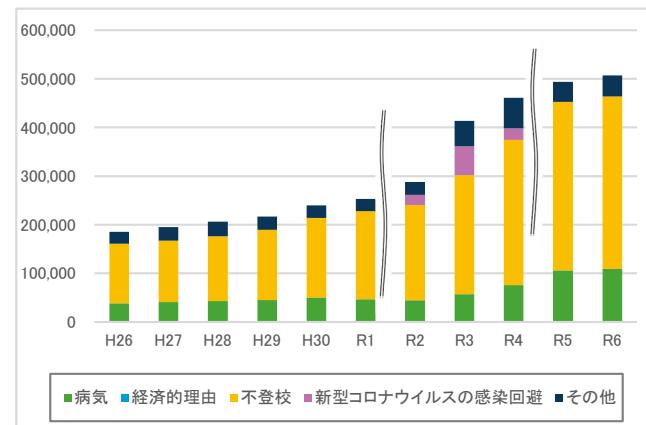
今回の調査によると、重大な被害を把握する以前にいじめとして認知していたものは、1,404件のうち914件にとどまっており、改めて、いじめの未然防止、積極的な認知、早期発見・早期対応、継続的な見守り等の基本的な取組を着実に実施することが必要である。

（3）長期欠席

本調査において「長期欠席」とは、年度間に児童・生徒指導要録における「欠席日数」が30日以上の者をいい、「出欠の記録」の「備考」欄に校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても登校しなかった日数に含めることとしている。小中

学校における長期欠席者数は506,970人（前回調査：493,440人）であった（図4参照）。

図4 小・中学校における長期欠席者数の推移



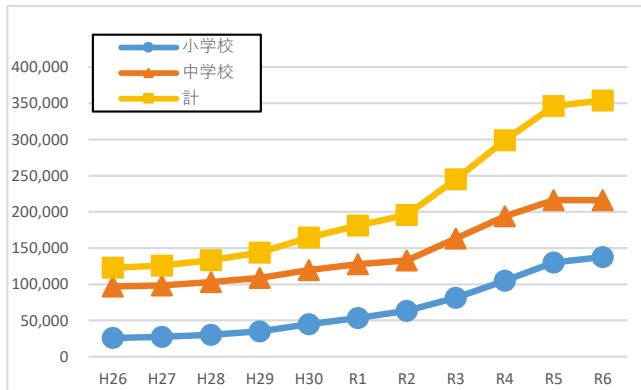
※ 令和2年度調査から令和4年度調査までは、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒について調査。

（4）小・中学校における不登校

本調査において「不登校児童生徒」とは、長期欠席者のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、病気や経済的理由によるものを除く）をいう。

令和6年度間の国公私立の小・中学校における不登校児童生徒数は353,970人であり、令和5年度調査における346,482人から7,488人（2.2%）増加し、過去最多となったものの、増加率は2.2%（前回調査：15.9%）であり、前年度と比べて低下した（図5参照）。不登校児童生徒のうち、新規不登校児童生徒（前回調査では不登校に計上されていなかった者）数は153,828人（前回調査：165,300人）、不登校継続率（前回調査で不登校に計上された者のうち、今回調査でも不登校に計上された者の割合）は75.2%（前回調査：78.9%）となり、新規不登校児童生徒数及び不登校継続率のいずれも前回調査から低下した。なお、在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は3.9%（前年度3.7%）となった。

図5 小・中学校における不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒数が増加している背景には、児童生徒の休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨の浸透や、コロナ禍以降の保護者や児童生徒の登校に対する意識の変化、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する早期からの適切な指導・必要な支援や、生活リズムの不調等を抱える児童生徒に対する指導や支援に係る課題があつたこと等が考えられる。一方で、不登校児童生徒数の増加率が低下した背景としては、チーム学校による丁寧なアセスメントや個々の児童生徒に応じた学習支援の充実、スクールカウンセラー（以下「SC」という。）やスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）等の専門的な知見を有する人材の活用、校内外の教育支援センターの設置をはじめとした多様な学びの場保護者への相談支援や情報提供の充実、1人1台端末等を活用した心の健康観察による早期把握等が考えられる。

不登校児童生徒の支援に当たっては、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」及び同法に基づく基本指針（「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（平成29年3月31日文部科学省））や、不登校によって学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指す、「誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）」（令和

5年3月31日）等に基づき、不登校児童生徒一人一人の状況やニーズに応じた多様な学びの場として、校内教育支援センターや学びの多様化学校の設置、教育支援センターの機能強化のほか、学校に来られなくてもオンライン等で授業や支援を受けられる環境の整備が進められているところであるが、引き続き、これらの取組を推進する必要がある。また、不登校児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合、学校外の機関や自宅等における学習活動について、指導要録上出席扱いや成績評価ができるものとしており、本制度の更なる活用を推進する必要がある。

心の小さなSOSを見逃さない「チーム学校」での支援として、不登校傾向のある児童生徒に関する支援ニーズを早期発見するため、1人1台端末等を活用して児童生徒の見えにくい声を可視化して、教師が児童生徒の不安や生活リズムの乱れ等に気付くことができる環境整備や、オンライン相談等のICTの活用も含めたSC、SSW、関係機関との連携による教育相談支援体制の充実など、個々の不登校児童生徒の状況を適切に把握し、多様な支援の実施を推進することが必要である。さらに、不登校児童生徒への早期支援のためには、その保護者への情報提供や相談支援が重要であることを踏まえ、不登校児童生徒の保護者に対する相談支援体制の整備等を進めるとともに、不登校ではない児童生徒も含めた全ての児童生徒の保護者に対して、以下の様式も活用しつつ、児童生徒が不登校となった場合の相談支援に関する情報提供に努めることが求められる。

加えて、不登校対策に当たっては、不登校となった児童生徒も含めた全ての児童生徒が安心して学べる魅力ある学校づくりを進めていくことが重要であり、文部科学省では、児童生徒の授業への満足感や教職員への信頼感、学校生活への安心感等の学校の風土や雰囲気を把握するためのツールを整理し示している。こうしたツールを学校評価の仕組みと関連させながら活用すること等により、関係者が共通認識を持って安心して学べる魅力ある学校づくりに取り組むことが必要である。

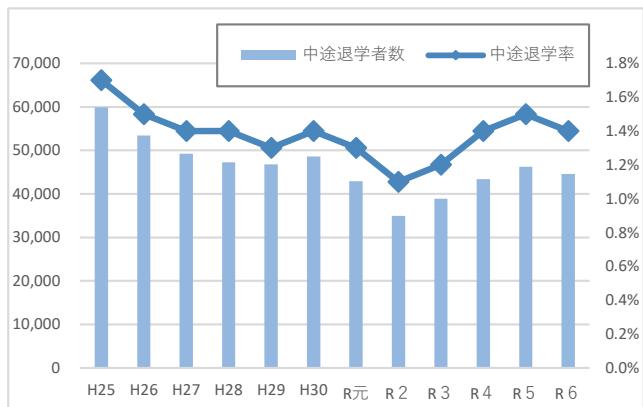
(5) 高等学校における中途退学

本調査において「中途退学」とは、年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者及びいわゆる「飛び入学」により大学に進学した者は含まない。

令和6年度間の国公私立の高等学校における中途退学者数は44,571人であり、令和5年度調査の46,238人から1,667人減少した。中途退学率（在籍者数に対する中途退学者数の割合）は1.4%（前年度1.5%）となっている。

中途退学の理由としては、多い順に、「進路変更」が18,505人（中途退学者のうち41.5%）、「学校生活・学業不適応」が15,618人（同35.0%）、「学業不振」が2,814人（同6.3%）等となっている。

図6 高等学校における中途退学者数の推移



(6) 自殺

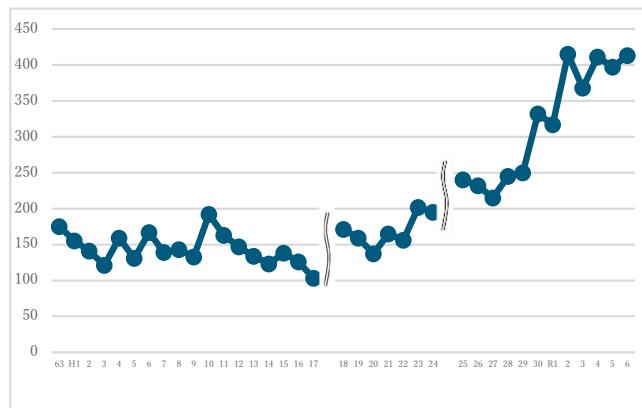
本調査においては、令和6年度間に死亡した小・中・高等学校における児童生徒のうち、警察等との関係機関とも連携し、学校が把握できた情報を基に自殺であると判断したものや、警察により自殺と判断されたものについて件数を把握している。

国公私立の小・中・高等学校から報告のあった、自殺した児童生徒数は413人であり前回調査の397人から16人増加し、極めて憂慮すべき状況である（図7参照）。

内訳は小学校7人（前回調査11人）、中学校112人（前回調査126人）、高等学校294人（前回調査260人）となっている。

自殺した児童生徒が置かれていた状況として「いじめの問題」があったとされる児童生徒は8人（前回調査7人）であった。

図7 自殺した児童生徒数の推移



※ 平成18年度からは国・私立学校、平成25年度からは高等学校通信制課程も調査対象としている。

文部科学省では、自殺対策基本法や自殺対策大綱に基づき、SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育や1人1台端末の活用等による自殺リスクの把握の推進、SC、SSWの配置等による相談体制の充実等を推進しており、特にSOSの出し方に関する教育や、1人1台端末の活用等による自殺リスクの把握については、文部科学省の手引きや通知等も参照しつつ、積極的な推進を図ることが必要である。また、自殺予防については、インターネット上も含む学校内外における見守りが重要であるため、保護者や地域の関係機関との積極的な連携が必要である。

3. おわりに

以上のような調査結果を踏まえ、文部科学省としては、

不登校対策として、令和5年3月にとりまとめた「COCOLO プラン」等を踏まえ、不登校児童生徒全ての学びの場の確保、「チーム学校」での支援、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりを推進する。

また、いじめの問題への対策として、法等に基づき、積極的認知や組織的対応の徹底、いじめ重大事態への適切な対処の推進、未然防止、早期対応を進めるとともに、こども家庭庁とも連携しつつ、関係省庁を構成員とする「いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議」、有識者による「いじめ防止対策協議会」等を通じて、取組の検証・いじめ防止対策の強化を図る。また、こども家庭庁及び文部科学省共同で「いじめの重大化要因等の分析・検討会議」を開催し、取りまとめた「いじめの重大化を防ぐための留意事項集」、「いじめの重大化を防ぐための研修用事例集」の周知徹底に努め、いじめの重大化を促していく。

自殺対策については改正自殺対策基本法が成立したこと等を踏まえ、今後、学校が医療機関等と連携し、自殺のリスクを抱えた児童生徒への対応を組織的かつ速やかに実施するためのガイドラインを作成すること等としている。

いじめ、不登校、暴力行為その他の生徒指導上の諸課題への対応に当たっては、校長を中心に学校が組織的に行なうことが重要であり、事案に応じて設置者（教育委員会等）への報告及びその指示に基づく対応が求められる。

その際、児童生徒の問題行動や不登校等の背景には、家庭環境など様々な要因の影響も考えられるため、事案に応じて、SC、SSW 等を活用するとともに、警察、児童相談所、法務局又は地方法務局、人権擁護委員、福祉・医療等の関係機関との連携を積極的に図ることも必要である。

今回の調査結果から、不登校児童生徒数の増加率の低下等、一部傾向の変化がみられる一方、いじめの重大事態や暴力行為の発生件数、小・中学校の不登校児童生徒数が過去最多となる等、子供たちが様々な悩み

を抱えていたり、困難な状況に置かれていたりすることが引き続きうかがえる。不安や悩みを相談できず、一人で抱え込んでいる子供たちがいる可能性を考慮し、引き続き周囲の大人が子供たちの SOS の早期発見に努めつつ、組織的対応を行い、外部の関係機関等と連携して対処していくことが必要である。